## 条

員  $\mathcal{O}$ 特 殊 勤 務手当 に 関する条 例  $\mathcal{O}$ 部 を改正する条 例 をここに 公布 する。

**令和二年七月七日** 

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県条例第三十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改 正 す る 条

ょ うに改正する。 員  $\mathcal{O}$ 特殊勤務 手当に関する条例 (平成十 一年埼玉県条 例第五  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ 

則第三十二項 附則第三十三項  $\mathcal{O}$ 次に 中 「経過措置」 次  $\mathcal{O}$ 項を 加える。 を 事 項 に 改  $\emptyset$ 同 項 を 附 則 第三十 四項とし

(防疫業務手当の特例)

33

に 措 そ  $\otimes$ 成二十四 ス感染症 従事 職員が、  $\mathcal{O}$ 置に係る業務 V る業務 四千 他こ あ 年法 円 る者 をいう。以下この項に た 新型 に準ず 日一 従事したときは とす 0 律第三十 コ 日 身 で るも 体に 口 る。 に あって、 ナ つき三千円 ウ 接触  $\mathcal{O}$ \_\_ 号) イ  $\mathcal{O}$ と 心身に 場合に ル L L ス て 防 附 て 感染症(新型イ 委員会規則 お 又はこれ 疫業務手当を支給する 則 ( 新 著 お いて同じ。)に 第一条の二第 型 し 11 て、 コ い 6 口 負担を与える ナウイ 第十 で定める業務  $\mathcal{O}$ 者 ン 兀 に <del>---</del> フ 長時 項に 条 の ル 対処するため、 ル ス 工 感 規 間 ŧ Ł 規定する新 ンザ に従 染症 定 に  $\mathcal{O}$ のとして は適 わた とし 等対 事  $\mathcal{O}$ 患者若 用 L り 策特 接 その 緊急 L た場合に 委員会規 型 な L コ 别 に行わ て行 しく 額 口 11 は ナ ごう業務 則 ウ あ は そ 業務 で れた 0 伞 定  $\mathcal{O}$ 

附則

- 1 次 月二十 頃に  $\mathcal{O}$ 条 お 例 日 は 1 カュ 7 5 公 適用 改 布 正  $\mathcal{O}$ する 後 日  $\mathcal{O}$ カュ 条 5 例 施 行 と ٧١ う。 改 正  $\overline{\phantom{a}}$ 後 附  $\mathcal{O}$ 則 職 第三十三項 員  $\mathcal{O}$ 特 殊 勤 務  $\mathcal{O}$ 規 手 定 当 は、 関 令 す 和 る
- 特 る 改正 務 後  $\mathcal{O}$ 手 規  $\mathcal{O}$ 条例 当 定  $\mathcal{O}$ に を適用 基 内 払と づ V こみなす。 する場合に て支給され た お 特 11 殊 T 勤務 は 手当 改 正 前 は  $\mathcal{O}$ 職 改 正 員 後  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 特 条 殊 勤 例 務  $\mathcal{O}$ 規定 手当 ょ る す